

## 第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画の中間見直しについて

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」については、人権を取りまく社会環境の変化や今日的課題等を鑑み、計画策定後5年が経過する令和7年度中の改訂版策定に向け、以下のとおり中間見直し作業を進めてまいります。

### 1 第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画

#### (1) 概要（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）

本計画は、守山市民憲章、守山市人権尊重都市宣言、守山市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権施策を具現化するために定め、本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するもの

#### (2) 見直しの方向性

これまでの人権・同和問題の取組をより一層推進するため、市民意識調査結果からみえる本市の課題や、今日的な社会情勢および関連法制度の策定を勘案する中、必要な見直しを行う。

##### ア 見直しの視点

- ・人権意識の向上のための人権教育や啓発活動の更なる取組
- ・【新】LGBTなど新たな人権課題に対する取組（「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）以下『LGBT理解増進法』」に基づく、市民の理解増進）

##### イ 上位計画等との整合

- ・国の法整備等の反映（LGBT理解増進法等）
- ・滋賀県人権施策推進計画
- ・本市の他の計画（守山市長期ビジョン2035（策定作業中）、第4次守山市男女共同参画計画等）